

岡山県立高梁高等学校 いじめ防止基本方針

平成28年4月 一部改訂

いじめに関する現状と課題

・本校は、備北地区に所在しており、主に北は新見地区、南は総社地区の中学校から、また、学区外の生徒は岡山、倉敷、井笠地区の中学校からも集まっている。遠距離の通学や寮生活、小規模校から急に大人数の中で人間関係を築かなければならなかったりと様々な不安を持っている生徒も多い。備中地区という同じ文化圏で過ごしてきた環境の為か、とても落ち着いた素朴で明るい雰囲気の子供が多く、顕在化したいじめの発生はほぼないが、今後いじめにつながることも心配される障害を持った生徒や不登校傾向の生徒への対応など課題となっている。

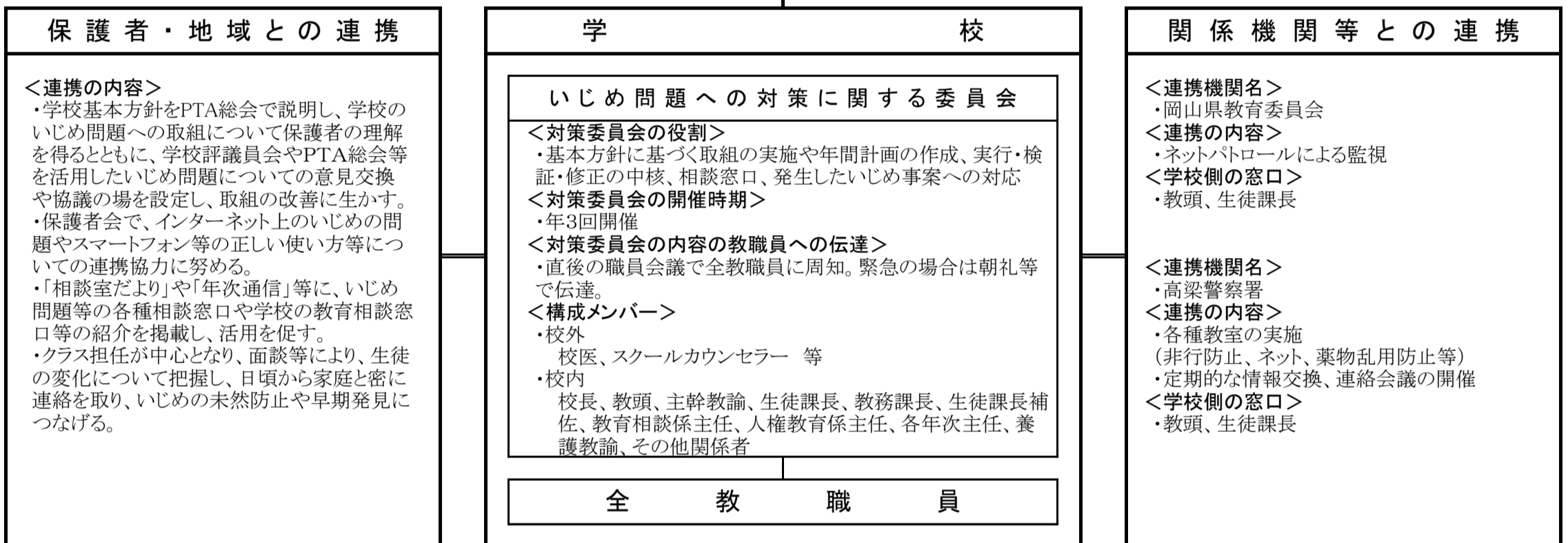
・本校は、携帯電話やスマートフォンの校内持込は許可しているが、使用は禁止している。近年はその所持率が高くなっており、今後、ライン等による問題の発生が心配される。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校が組織的に取り組めるよう、「いじめ問題への対策に関する委員会」を中核に据える。構成委員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒課長、教務課長、生徒課長補佐、教育相談係主任、人権教育係主任、各年次主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係者とし、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決のための取り組みを行う。

〈重点となる取組〉

- ・生徒の実態に即し、校内研修や保護者対象の講演会等を実施し、生徒の情報モラルについての教育の推進を図る。
- ・生徒が主体的に活躍できる場の充実を図り、人権意識を高揚させる。(縦割りLHR、松籟祭、部活動、委員会活動など)



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための事例研究を中心とした研修を全教職員対象に行う。 ・警察や他校との連絡会等で知り得た情報を、職員朝礼や職員会議等で伝達し、情報の共有を図る。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動として、縦割りLHR等で話し合い、いじめについて深く考える態度を養い、学校全体にいじめを許さない雰囲気づくりを進める。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や学校生活の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感や充実感が得られる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する研修会を行う。 <p>(家庭との情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化について気付いた点に関しては、電話連絡や家庭訪問、保護者面談等で情報の共有を行う。また、保護者対象の研修会などを検討する。
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任による年間5回以上の生徒面談や生徒へのアンケートにより、生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談担当の教員を生徒に周知し、生徒がいつでもいじめについて訴えたり、相談したりできるような体制を作る。 ・生徒の変化について、クラス担任を中心に、教科担任、年次主任、養護教諭、教育相談係等が連携して、情報の共有を行い、早期発見を心掛ける。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の気になる変化や行為があった場合、職員朝礼での連絡や年次会議等で教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 <p>(家庭との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化について、気付いた点や欠席の理由について、電話連絡や家庭訪問、保護者面談等で情報の共有を行う。
③	いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を担当、顧問、生徒課の教員が複数である。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ問題への対策に関する委員会を開催する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒が今後、安心して学校生活を送ることができるように、当該生徒に対して長期的視野に立って指導を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした姿勢で指導を行う。また、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう長期的視野に立って指導を行う。